

# 富山県ドッジボール協会 感染拡大予防ガイドライン JDBA富第258号

本ガイドラインの策定にあたっては富山県内で開催する事業の主催者（富山県ドッジボール協会）が事業参加者（チーム、選手、指導者、審判員、事業スタッフ等）に対して、以下の項目を基本方針として掲げています。

## 1) 安全最優先

大会・講習会に参加する全ての方の生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判員、事業スタッフ、それらの方のご家族等が安全に活動できる環境を提供します。

## 2) 「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応

Beforeコロナの「日常」が直ぐに戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを策定します。

## 3) 富山県ドッジボール協会活動再開ガイドライン

富山県ドッジボール協会が提唱する大会、講習会、その他事業の開催の基本方針を遵守しドッジボール競技の特性を考慮しながら、実情に応じたものを作成します。

## 4) 不当な扱いや差別などの禁止

感染状況で異なる活動差をもって選手・チーム、指導者、審判員、運営スタッフを不当に扱うことはせず、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷を致しません。

## 5) 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインは、日本政府（厚生労働省・文部科学省等）、富山県や各自治体の活動基準や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や、富山県協会が必要と判断した場合には改訂を行うものとします。

## 感染対策方針

新型コロナウイルスが感染症法上の分類が第5類になることを踏まえ、新型インフルエンザ、季節性インフルエンザ等の感染症を含めたガイドラインとして改訂します。富山県協会の感染対策は以下の内容とします。

### 1. 事前の対応

主催者は、会場において感染対策に向けた準備を行うと共に、事業参加者に対して遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し、協力を求めることが重要であると認識します。主催者及び参加者（チーム）は事前・事業実施日・事後に相互に連絡を取り合える環境を構築します。

なお、事業実施日、事後も含めて以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、富山県・各自治体において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、事業の中止・延期を検討します。また事業参加者が感染対策を遵守できない場合は、他の参加者の安全を確保する等の観点から、事業等への参加取り消しや、途中退場を求めることもあります。

各個人が感染対策を講じることはもちろんであり、仮に誰かが感染した場合でも、濃厚接触者を最小限にする感染対策を行う事が最重要項目と認識します。

#### 1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ

- ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
- ・感染症発症の翌日から5日間など、医師の指導により大会等への参加が適当ではないと判断された場合

#### 2) 事業主催者が示す注意事項の遵守

#### 3) 事業終了後に新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、季節性インフルエンザ等の感染症を発症した場合の速やかな報告

### 2. 会場における感染対策

事業主催者は以下の点に配慮しつつ、感染対策を講じます。

- ・適切な距離を保てない場合のマスクの着用や、ソーシャルディスタンスの確保、基本的な衛生エチケットの遵守。
- ・事業参加者（選手、監督等、審判員、事業スタッフ等）は手洗いを実施する。
- ・体育施設（体育館、講習会場）の換気対策を必要に応じて行う。

## 1) 当日の事業受付

事業主催者は、当日の受付時に参加者が密になることへの防止や安全に開催・実施する為に、以下の事に配慮して受付事務を行います。

- ・受付窓口には、手指消毒液を設置する。
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。  
(症状によっては、発熱者を非接触型体温計で特定し入場を制限することもある。)
- ・参加者には距離をあけて並ばせる。
- ・当日の受付周辺の混雑を避けるため、チーム受付は代表の1名が行う。当日に提出する書面がある場合は、記入を済ませておき短時間で終える。
- ・現金の授受等をなくするために、大会参加費、弁当代金等は事前に銀行振り込みとする。

## 2) 諸室等

事業等で使用する諸室等において、以下の対応を行います。

- ・各部屋に手指消毒液を設置する。
- ・給水用の飲み物を冷やすためのクーラーボックス等は使用しない。
- ・広さに余裕を持たせることが難しい場合は、参加者数の調整や、別室を用意するなどの措置を講じる。

## 3) 手洗い場所

事業参加者や関係者が使用する手洗い場所において、以下の対応を行います。

- ・手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- ・手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。(チーム共用のタオルも設置させない。)

## 4) トイレ

事業参加者や関係者が使用するトイレにおいて、以下の対応を行います。

- ・各種、掲示物の設置については各施設の判断に従う。
- ・手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- ・手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。(チーム共用のタオルも設置させない。)
- ・トイレ用のスリッパの設置は行わない。(体育館で設置してあるものに関しては、体育館使用ルールに従う。)

## 5) 更衣室

事業参加者や関係者が使用する更衣室において、以下の対応を行います。

- ・広さには余裕を持たせ、利用者同士が密になることを避ける。
- ・広さに余裕を持たせることが難しい場合は、利用者数の制限や、別室を用意するなどの措置を講じる。
- ・換気扇を常に回す、2つ以上のドア・窓を常時開放して換気をする等の換気対策を行う。

《更衣室等利用者の注意事項》

- ・利用者の会話は、必要最小限にする。
- ・更衣室の利用は、滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・シャワーを利用する際は、交代で使用し、密集を避ける。

## 6) 事業参加者が競技・審判を行う際の留意点

事業主催者は、参加者に対し、以下の留意点や会場利用者が遵守すべき内容を周知・徹底します。

### (1) 十分な距離の確保

- ①事業参加のポジションに関わらず、競技・審判をしていない間は、感染予防の観点から、周囲の人と距離を空け、私語は慎むこと。（開閉会式、試合待機時、セット間及び試合間のミーティング時等）
- ②試合を終了した直後は、呼気が激しくなるため運動強度が高くなり、より一層距離を空ける必要があること。

### (2) 競技中の注意事項

#### ◆試合待機中

- ・指定された場所にチーム毎に整列し、隣との距離は十分に空け、無駄な会話は慎む。
- ・試合のためにベンチに移動する際は、前試合チーム関係者全員がベンチ及びコートから離れてから行うこと。  
（接触しないように心がける）

#### ◆試合開始～試合終了後

- ・試合開始前の整列は通常通り行うが、キャプテン同士の握手は行わない。試合終了後も同様に握手は行わない。
- ・観客席の保護者等は前後左右の距離を十分にとる。
- ・観客席からの競技フロアへの入場時及び試合後の競技フロアからの退場時は、出入口付近の密集を避けるために会場毎に指示された進行ルートに従って移動する。

#### ◆審判員

- ・試合中の安全確認や協議のための集合時、試合終了後の審判員交替時等の際は、チーム関係者・他審判員との接触には十分に注意する。
- ・**原則として**試合で使用したボールは試合の終了毎（複数セット試合の場合はセット終了毎）に、その試合の副審が消毒して交換する。試合で使用したフラッグは試合の終了毎に、その試合の線審が消毒して交換する。  
ゲームオフィシャルで使用する備品（タイマー、ストップウォッチ、筆記用具）は使用した者が消毒して、次の業務に移動する。競技フロアは必要に応じてモップ等で清掃を行う。
- ・控え審判員は他の審判員と距離をあけて休憩・待機する。その際、無駄な会話は慎む。
- ・試合中、各審判員は汗拭き用のハンカチ・ミニタオル等を携帯し使用する。

#### (3) その他

- ①タオルの共用は行わない。
- ②給水、昼食等の飲食は、指定場所で行い、周囲の人と距離をとり会話は控えめにする。また、同じウォータークーラーからの給水や回し飲みは行わない。

#### 7) ゴミの廃棄方法

会場等で発生したゴミを収集する際は、ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄します。終わった後に必ず石鹸と流水で手を洗い、手指を消毒します。

#### 8) その他

上記の1)～7)を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主催者として、その内容を十分に理解した上で、チーム・個人に事業への積極的な参加を促し、事業参加者に感染防止対策の周知を行います。

夏場においては、熱中症対策も併せて行います。

### 3. 事後対応

大会・講習会終了後に、参加者の中から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針については、開催自治体の規則を遵守します。

<参考ホームページ>

- スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日改訂版）

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

- 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂）

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt\\_sseisaku01-000007106\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

- 移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)

- 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)COVID-19 Contact-Confirming Application

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

- スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

- 大会・講習会・研修会等の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（一般財団法人日本ドッジボール協会）

<https://www.dodgeball.or.jp>

## 富山県ドッジボール協会 感染拡大予防ガイドライン

---

2020年 7月 12日	初版発行
2021年 2月 14日	第2版発行 ・審判員の競技用マスク着用について変更・追記
2023年 5月 8日	第3版適用 ・新型コロナウイルスが感染症法上5類に移行により改訂